

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年12月1日

久万高原町長 河野 忠康

(Webは公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	住所・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間	備考
集R5-4	久万高原町若山 1214	454 - 119-1	山林	0.13	10年	
集R5-4	久万高原町若山 1214	454 - 119-2	山林	0.20	10年	
集R5-5	久万高原町若山 1222	454 - 122-1	山林	0.12	10年	
集R5-5	久万高原町若山 1222	454 - 122-2	山林	0.11	10年	
			合計	0.56		

2 縦覧場所 久万高原町のホームページ、中予山岳流域林業活性化センター

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考) 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。